穴水町買取型災害公営住宅整備事業（（仮称）上野団地）
事業者募集要領に関する質問への回答書＜第２回目＞

事業者募集要領に関する質問について、以下のとおり回答いたします。

| 番号 | 区分 | 頁 | 事項 | 内容 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 募集要領<br>売買仮契約書 | 20 | 別表４<br>主要リスク分担表<br>売買仮契約書 | 募集要領別表４表中の建設物価変動リスクに関して、表中では事業者が主負担者となるに〇が付けられていますが、売買仮契約書（案）第6条1項三号により、物価水準の変動により売買代金が不適当と認められる場合、協議の上変更金額を定めることとされています。事業期間中に資材等の物価上昇が見込まれた場合は設計変更の対象とし、金額の変更を協議することはできますでしょうか。 | ・売買仮契約書（案）第６条第１項第三号より、事業期間中に資材等の物価水準の変動により売買代金が不当と認められる場合は、協議のうえ売買代金の変更となります。 |
| 2 | 募集要領 | 5 | 4.設計条件<br>（2）住戸タイプ | 車椅子使用者向け住戸はＡタイプに１戸設けることとされていますが、面積が１DK タイプで45～50 ㎡と指定されており、車いす使用者の生活の利便性や廊下幅の観点から、面積を50 ㎡以上とし設計してもよろしいでしょうか。 | ・事業者の提案とし、50㎡以上でも可とします。 |
| 3 | 追加敷地について | | | 計画敷地について利用可能敷地（東側休耕田）が追加されましたが、当該敷地の取り扱いについて、開発敷地に含めるか含めないかは事業者判断でしょうか。ご教示願います。 | ・事業者の判断となります。 |